

# 第18次募集!!



他商品との差別化に!  
商品のPR、新たな  
販路の拡大に!



## AIZU BRAND『会津ブランド』に 申請してみませんか?

会津ブランド推進委員会では、会津の優れた素材、技術等を活かし、会津でしかできない、本物にこだわった魅力ある地域産品を認定基準に基づき審査を行い、「会津 史・季・彩・再」地域産品ブランドとして認定しております。

今回、更に会津の魅力ある商品を発掘するため、第18次認定品の募集を行います。つきましては、下記の応募方法等をご覧の上、是非ご応募くださいますようご案内申し上げます。なお、ご応募いただきました商品については、後日、当委員会において審査をさせていただきます。

**応募方法** 裏面の応募要件をご覧の上、下記応募用紙にご記入いただき、FAX等にてお送りください。※ご応募後、正式な申請用紙をご送付いたします。

応募〆切

**令和5年8月29日(火)必着**

認定期間

**令和6年4月1日(月)~令和8年3月31日(火)(2年間)**

費用

負担金(認定を受けた場合)※応募・申請は無料

3品目までは1品目につき年間10,000円、4品目以降は1品目につき年間5,000円



【お問合せ】会津ブランド推進委員会事務局 会津若松商工会議所 栗城 TEL0242-27-1212

### 会津ブランド「会津 史・季・彩・再」認定地域産品(第18次)応募用紙

会津ブランド推進委員会 行

**FAX 0242-27-1207**

令和5年 月 日

事業所			
住所	(〒 - )		
代表者 (役職・氏名)	TEL	( )	
担当者 (役職・氏名)	FAX	( )	
商品名	E-mail		
商品型	(1)トップ・ブランド分野 (2)地域こだわりブランド分野 (裏面の4を確認し、○で囲んでください)		
商品説明			

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することができます。

# 会津ブランド「会津 史・季・彩・再」認定地域產品応募要件

## ①商品の要件

会津らしい地域イメージ(自然と伝統)の產品で、かつ会津の優れた素材や技術等を生かした会津を代表する產品で、下記の2つの商品分野別のどちらかのすべての基準を満たすもの。

## ②事業所の要件

- ①会津17市町村に所在し、生産性、製造、加工等の活動を行っている事。
- ②組織または自主的な検査体制が確立している事。
- ③責任者、責任の所在が明確である事。
- ④消費者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されている事。
- ⑤積極的に宣伝・販売促進活動に取り組める事。



## ③認定特典

- ①安心と信頼の証、「会津ブランドロゴマーク」の使用が可能。
- ②会津ブランド認定パンフレット等へ掲載し、県内外のイベント等で広く商品をPR。
- ③販路開拓の支援協力として、県内外の各種商談会、物産展への出展案内や情報提供の実施等



## ④商品分野別基準

### (1)トップ・ブランド分野(地域誘導型)

- ①会津地域内で生産される良い原料のみを使用し、会津の伝統的もしくは事業者等独自の製法や技術などを用いて作り出されているもの。但し、伝統料理、伝統的加工品等において、歴史的な背景をもとに他生産地の原料を使用しているものは、この限りでない。
- ②事業者等が作り出す產品の中で、品質上、最高位のもの。但し、農作物等の生産物(加工品にあたらないもの)においては、有機栽培・特別栽培・特徴的な栽培の何れかにより生産されたもの。
- ③他產品に対して希少価値を打ち出せる要素を持っているもの(消費者に対し、產品の品質、素材、製法などについて十分説明する価値に値するものをいう)
- ④高級品・貴重品等としてのポジショニング可能性を保持し、独自性・主体性が高いもの。
- ⑤安心・安全・信頼性の根拠があるもの。

### (2)地域こだわりブランド分野(外貨獲得型)

- ①会津地域内の良い原料を使用し、会津の伝統的方法や技術もしくは事業者等の独自的製法・技術(特許・実用新案等)などを用いて作り出されているもの。但し、伝統料理、伝統的加工品等において、歴史的な背景をもとに他生産地の原料を使用しているものは、この限りでない。
- ②農作物等の生産物(加工品にあたらないもの)においては、有機栽培・特別栽培・特徴的な栽培の何れかにより生産されたもの。
- ③他地域に対して優位性、独自性を打ち出す要素のある(消費者に対し、生産の品質、素材、製法などについて十分説明する価値に値するものなどをいう)
- ④安心・安全・信頼性の根拠があるもの。
- ⑤製品の特性に応じた適正な生産、製造、流通、検査体制が整えられているもの
- ⑥消費者ニーズに合っているもの。
- ⑦產品に対する生産、製造、品質等の規格が統一され、安定供給が行えるもの。

※尚、会津清酒、会津漆器等については、独自基準がございますので、詳細はお問合せください。

## ⑤その他

認定された場合は、認定商品へのブランドマーク・ロゴの印刷表示又はシールの添付が必要です。シールはご希望により付与します。